鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造															
二級地				三級地				四級地				その他の地域			
二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十一円	二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十一円	二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十一円	二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十一円
三十年	百七十六円	二百五円	二百八十六円	三十年	百七十六円	二百五円	二百八十六円	三十年	百七十六円	二百五円	二百八十六円	三十年	百七十六円	二百五円	二百八十六円
三十五年	百九十八円	二百二十四円	二百五十六円	三十五年	百九十八円	二百二十四円	二百五十六円	三十五年	百九十八円	二百二十四円	二百五十六円	三十五年	百九十八円	二百二十四円	二百五十六円
四十年	二百十九円	二百二十七円	三百二十一円	四十年	二百十九円	二百二十七円	三百二十一円	四十年	二百十九円	二百二十七円	三百二十一円	四十年	二百十九円	二百二十七円	三百二十一円
四十五年	二百四十円	二百九十七円	三百五十一円	四十五年	二百四十円	二百九十七円	三百五十一円	四十五年	二百四十円	二百九十七円	三百五十一円	四十五年	二百四十円	二百九十七円	三百五十一円
五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円	五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円	五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円	五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円
二級地				三級地				四級地				その他の地域			
五年	十八円	二十二円	二十六円	五年	十八円	二十二円	二十六円	五年	十八円	二十二円	二十六円	五年	四十円	四十九円	四十四円
十年	三十二円	四十円	四十六円	十年	三十二円	四十円	四十六円	十年	三十二円	四十円	四十六円	十年	九十二円	百十一円	百七十二円
十五年	九十九円	百二十三円	百四十五円	十五年	九十九円	百二十三円	百四十五円	十五年	九十九円	百二十三円	百四十五円	十五年	百三十三円	百六十円	百七十二円
二十年	百二十六円	百五十七円	百八十五円	二十年	百二十六円	百五十七円	百八十五円	二十年	百二十六円	百五十七円	百八十五円	二十年	百六十四円	二百円	二百十七円
二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十二円	二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十二円	二十五年	百五十一円	百八十八円	二百二十二円	二十五年	百八十八円	二百三十円	二百五十二円
三十年	百七十五円	二百十七円	二百五十七円	三十年	百七十五円	二百十七円	二百五十七円	三十年	百七十五円	二百十七円	二百五十七円	三十年	二百二円	二百五十九円	三百七円
三十五年	百九十七円	二百四十五円	三百一円	三十五年	百九十七円	二百四十五円	三百一円	三十五年	百九十七円	二百四十五円	三百一円	三十五年	二百三十四円	三百円	三百七十四円
四十年	二百十九円	二百七十一円	三百二十二円	四十年	二百十九円	二百七十一円	三百二十二円	四十年	二百十九円	二百七十一円	三百二十二円	四十年	二百四十一円	三百一円	三百七十八円
四十五年	二百三十九円	二百九十六円	三百五十二円	四十五年	二百三十九円	二百九十六円	三百五十二円	四十五年	二百三十九円	二百九十六円	三百五十二円	四十五年	二百四十八円	三百二円	三百七十九円
五十年	二百五十四円	三百六円	三百六十六円	五十年	二百五十四円	三百六円	三百六十六円	五十年	二百五十四円	三百六円	三百六十六円	五十年	二百五十五円	三百三円	三百八十円
二級地				三級地				四級地				その他の地域			
五年	二十二円	二十六円	三十一円	五年	二十二円	二十六円	三十一円	五年	二十二円	二十六円	三十一円	五年	四十九円	四十四円	五十五円
十年	三十九円	四十六円	五十五円	十年	三十九円	四十六円	五十五円	十年	三十九円	四十六円	五十五円	十年	百十一円	百六十六円	七十五円
十五年	百二十二円	百四十五円	百七十七円	十五年	百二十二円	百四十五円	百七十七円	十五年	百二十二円	百四十五円	百七十七円	十五年	百六十円	百七十二円	百八十二円
二十年	百五十七円	百八十四円	二百二十七円	二十年	百五十七円	百八十四円	二百二十七円	二十年	百五十七円	百八十四円	二百二十七円	二十年	二百円	二百十七円	二百八十二円
二十五年	百九十一円	二百二十一円	二百七十二円	二十五年	百九十一円	二百二十一円	二百七十二円	二十五年	百九十一円	二百二十一円	二百七十二円	二十五年	二百三十円	二百五十二円	三百三円
三十年	二百十七円	二百五十六円	三百二円	三十年	二百十七円	二百五十六円	三百二円	三十年	二百十七円	二百五十六円	三百二円	三十年	二百四十一円	二百七十九円	三百十円
三十五年	二百四十五円	二百九十六円	三百五十七円	三十五年	二百四十五円	二百九十六円	三百五十七円	三十五年	二百四十五円	二百九十六円	三百五十七円	三十五年	二百五十一円	三百円	三百十五円
四十年	二百七十二円	三百二十二円	三百八十七円	四十年	二百七十二円	三百二十二円	三百八十七円	四十年	二百七十二円	三百二十二円	三百八十七円	四十年	二百五十八円	三百三円	三百十九円
四十五年	二百九十八円	三百五十二円	四百十七円	四十五年	二百九十八円	三百五十二円	四百十七円	四十五年	二百九十八円	三百五十二円	四百十七円	四十五年	二百六十四円	三百六円	三百二十円
五十年	三百二十四円	三百八十五円	四百五十八円	五十年	三百二十四円	三百八十五円	四百五十八円	五十年	三百二十四円	三百八十五円	四百五十八円	五十年	二百七十円	三百十円	三百二十一円
二級地				三級地				四級地				その他の地域			
五年	二十六円	三十一円	三十八円	五年	二十六円	三十一円	三十八円	五年	二十六円	三十一円	三十八円	五年	四十九円	五十五円	六十二円
十年	四十六円	五十五円	六十八円	十年	四十六円	五十五円	六十八円	十年	四十六円	五十五円	六十八円	十年	百十一円	百二十六円	百三十八円
十五年	百四十五円	百七十七円	二百十七円	十五年	百四十五円	百七十七円	二百十七円	十五年	百四十五円	百七十七円	二百十七円	十五年	百七十七円	二百二十七円	二百七十七円
二十年	百八十四円	二百二十一円	二百七十一円	二十年	百八十四円	二百二十一円	二百七十一円	二十年	百八十四円	二百二十一円	二百七十一円	二十年	二百二十六円	二百七十七円	三百三十三円
二十五年	二百二十四円	二百七十九円	三百三十五円	二十五年	二百二十四円	二百七十九円	三百三十五円	二十五年	二百二十四円	二百七十九円	三百三十五円	二十五年	二百七十一円	三百三十二円	三百九十三円
三十年	二百六十五円	三百二十九円	三百九十六円	三十年	二百六十五円	三百二十九円	三百九十六円	三十年	二百六十五円	三百二十九円	三百九十六円	三十年	三百一円	三百八十四円	四百六十一円
三十五年	三百六円	三百七十四円	四百四十二円	三十五年	三百六円	三百七十四円	四百四十二円	三十五年	三百六円	三百七十四円	四百四十二円	三十五年	三百十円	三百八十五円	四百六十二円
四十年	三百四十六円	四百二十円	五百四円	四十年	三百四十六円	四百二十円	五百四円	四十年	三百四十六円	四百二十円	五百四円	四十年	三百二十一円	四百円	四百八十三円
四十五年	三百八十七円	四百六十七円	五百六十二円	四十五年	三百八十七円	四百六十七円	五百六十二円	四十五年	三百八十七円	四百六十七円	五百六十二円	四十五年	三百三十二円	四百十五円	四百九十八円
五十年	四百二十八円	五百十四円	六百二十円	五十年	四百二十八円	五百十四円	六百二十円	五十年	四百二十八円	五百十四円	六百二十円	五十年	三百四十三円	四百十九円	五百九円

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十条の三の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第一条　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄」を削る。

第十三条中「液化石油ガス器具等の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる」を削る。

様式第十五中「又は製造年月」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

番号	液化石油ガス器具等の区分
1	液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ（以下「カートリッジガスこんろ」という。）
2	開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器（以下「半密閉式瞬間湯沸器」という。）
3	密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま（以下「半密閉式バーナー付ふろがま」という。）
4	ふろがま
5	液化石油ガス用ふろバーナー（以下単に「ふろバーナー」という。）
6	開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ（以下「半密閉式ストーブ」という。）
7	液化石油ガス用ガス栓（以下単に「ガス栓」という。）
8	調整器
9	液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの以外の液化石油ガスこんろ（以下「一般ガスこんろ」という。）
10	開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器（以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器」という。）
11	液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（以下単に「高圧ホース」という。）